

法務省政策評価懇談会（第52回）議事録

1. 日 時

平成30年 7月10日（火） 10:01～12:00

2. 場 所

法務省大会議室（地下1階）

3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

伊 藤 富士江	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
井 上 東	公認会計士
大 沼 洋 一	駿河台大学法学部教授
(座長) 田 中 等	弁護士
野 澤 和 弘	毎日新聞社論説委員
宮 園 久 栄	東洋学園大学人間科学部教授

<省内出席者>

法務事務次官	黒 川 弘 務
政策立案総括審議官	金 子 修
官房付兼企画再犯防止推進室長	関 口 新太郎
官房付兼秘書課付	野 田 洋 平
秘書課企画調査官	池 田 仁
秘書課企画調整官	小 林 進
秘書課上席補佐官	小 島 まな美
秘書課補佐官	岡 本 泰 弘
人事課補佐官	佐 藤 太
官房参事官（予算担当）	大 原 義 宏
官房付兼国際課付	松 本 朗
施設課技術企画室長	桜 田 由香里
厚生管理官総括補佐官	甲 斐 琢 磨
司法法制部参事官	藤 田 正 人
官房付兼司法法制部付	唐 澤 英 城
民事局付兼登記所適正配置対策室長	竹 下 慶
官房付兼刑事局総務課企画調査室長	深 野 友 裕
矯正局成人矯正課企画官	山 本 英 博

矯正局成人矯正課企画官	齋藤 行博
矯正局成人矯正課警備対策室長	白川 秀史
保護局更生保護企画官	杉山 弘晃
保護局精神保健観察企画官	手倉森 一郎
保護局処遇企画官	勝田 聡
人権擁護局参事官	中島 行雄
官房参事官（訟務担当）	山口 浩
入国管理局総務課企画室長	近江 愛子
法務総合研究所総務企画部副部長	野原 一郎
法務総合研究所研究部総括研究官	栗田 知穂
法務総合研究所国際協力部副部長	伊藤 浩之
公安調査庁総務部総務課企画調整室長	小野寺 聡

<事務局>

秘書課政策立案・情報管理室長	遊佐 篤史
秘書課補佐官	中嶋 靖夫

4. 議題

平成29年度法務省事後評価実施結果報告書（案）について

5. 配布資料

資料1：平成29年度法務省事後評価実施結果報告書（案）

資料2：法務省政策評価に関する基本計画

資料3：平成29年度法務省事後評価の実施に関する計画

説明資料：大臣官房国際課の新設等

6. 議事

○田中座長 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより第52回法務省政策評価懇談会を開催いたします。

なお、本日、出雲委員は御都合により欠席されております。

初めに、黒川法務事務次官から挨拶がございます。

○黒川法務事務次官 おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、本年度第1回目となります第52回政策評価懇談会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

近時、政府全体として証拠に基づく政策立案、いわゆるEBPMの推進が求め

られております。当省においては、本年度から政策立案総括審議官を新たに設置するとともに、本年5月には審議官を座長とするEBPM推進プロジェクトチームを立ち上げ、EBPMをより一層推進することとしています。政策評価についても、引き続きEBPMの視点が求められますので、政策課題や目的の明確化に努め、評価の客観性の向上を図ってまいりたいと考えております。

本日は、委員の皆様方から御専門の分野における知見や幅広い経験などに基づきまして、是非とも忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。そして、今後とも法務行政につきまして一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○田中座長 ありがとうございます。

ここで法務事務次官は公務により退席させていただきます。

○田中座長 それでは、本日の審議事項について事務局から説明願います。

○遊佐政策立案・情報管理室長 事務局を務めております秘書課政策立案・情報管理室でございます。

初めに、私のほうから本日の審議事項につきまして御説明いたします。

本日御審議いただきますのは、「平成29年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」についてでございます。この報告書は、「平成29年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づきまして、平成29年度に実施した施策を評価し、その結果を取りまとめたものでございます。

御審議用の資料としまして、資料を3点配布させていただきました。

資料1は「平成29年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」、資料2は「法務省政策評価に関する基本計画」、資料3は「平成29年度法務省事後評価の実施に関する計画」です。

資料1につきましては、委員の皆様方に事前にお送りいたしましたが、一部に変更がございましたので、それぞれの施策について御審議いただく際に御説明いたします。

なお、政策評価に係る法令等につきましては、委員の皆様方のお手元に参考資料として青いファイルを用意いたしましたので、適宜御参照いただければと思います。

次に、今回御審議いただく施策について御説明いたします。

資料1を1枚めくっていただき、目次を御覧ください。

平成29年度に法務省が政策評価の対象としていた施策は20施策ございますが、今回、事後評価を実施する施策は、目次に記された16施策でございます。目次に記載されていない施策につきましては、モニタリング中であるため、今回は事後評価を行いません。

当省が実施しました、これら16の施策の結果及び評価等につきまして、委員の皆様方から御意見、御質問を頂戴したいと思います。

本日の審議事項に関する説明は以上のとおりでございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、議題であります「平成29年度法務省事後評価実施計画報告書（案）」について御議論いただきたいと思えます。

初めに、基本政策Ⅰ、「基本法制の維持及び整備」に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○中嶋補佐官 それでは、基本政策Ⅰに係る事後評価の概要につきまして御説明いたします。

基本政策Ⅰに係る施策のうち、今回、事後評価の対象となっておりますのは、「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」、「法曹養成制度の充実」、「法教育の推進」、「社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言」です。

まず、5ページを御覧ください。「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」について御説明いたします。

この施策は、社会経済情勢等の変化に応じて民事・刑事基本法制を整備することにより、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会を実現すること、我が国の経済の活力の維持・向上を図ること、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定を図ることを内容としており、本年度は中間報告で、この施策の最終的な評価は平成32年度に行う予定としております。

具体的な法整備や立法作業の状況につきましては、8ページ以降の一覧表のとおりです。

なお、「国会提出中」となっているもののうち、例えば「民法（第4条等）の見直し」など、既に法案が成立し、公布されているものもございしますが、本報告書は平成29年度の状況を取りまとめたものですので、「国会提出中」と表記しております。

次に、11ページを御覧ください。「法曹養成制度の充実」について御説明いたします。

この施策は、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化するというものでございます。また、その目的を達成するため、平成25年7月16日に法曹養成制度関係閣僚会議において決定された「法曹養成制度改革の推進について」、さらに平成27年6月30日に法曹養成制度改革推進会議において決定された「法曹養成制度改革の更なる推進について」において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について課題の検討を行うとともに、施策を実施することを目標としています。

この施策の測定指標としては二つの定性的指標が設定されており、一つ目は「法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施」、二つ目は「法曹養成制度改革を推進するための取組の実施」となります。いずれの測定指標も目標を「達成」したことから、施策全体の目標達成度合いの測定結果は「目標達成」と評価しております。

次に、25ページを御覧ください。「法教育の推進」について御説明いたします。

この施策は、国民一人ひとりが法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争解決能力を身につけることや、司法の国民的基盤の確立を図るために法教育を推進するというものです。この施策は、法曹関係者、教育関係者、有識者で構成される法教育推進協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供すること、法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、法教育に関する広報活動や法教育活動に対する協力や支援等を行うことを目標としています。

そして、本施策の測定指標としては、「協議会等の活動状況」及び「法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況」の二つの定性的指標が設定されているところ、これら測定指標のいずれも目標を「達成」していることから、施策全体の目標達成度合いの測定結果は「目標達成」と評価しております。

こちらの施策につきましては、委員の皆様にも事前にお送りした資料では、測定指標2の参考指標「法教育授業実施回数」の平成29年度の回数を「集計中」としておりましたが、集計が終わりましたので回数を記載しております。

なお、こちらの施策は、平成30年度の事後評価実施計画において定量的な指標として「法務省ホームページ内の法教育関連ページのアクセス件数」を立て、効果を把握することとしています。同様に、他の施策についても平成30年度の事後評価実施計画において測定指標の追加や変更をしているものがございますが、本日は平成29年度の事後評価の結果を御審議いただきますので、平成30年度の事後評価に関する指標の説明は割愛させていただきます。

続きまして、30ページを御覧ください。「社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言」の「高齢・障害犯罪者に関する総合的研究」について御説明いたします。

本研究は、高齢又は障害を有する犯罪者の実態や、これらの者に対する社会復帰支援対策の現状と課題を明らかにし、これらの者に対する再犯防止及び社会復帰支援の在り方を検討するための基礎資料を提供することを目的としており、平成25年度に事前評価を実施した上で、平成26年度から平成27年度までの2か年で実施した研究です。

本研究については、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による事後評価を実施しておりますが、同委員会においては、36ページの「(3)総合評価」に記載のとおり、「大いに効果があった」と認定されています。

これらを踏まえた事後評価の内容や研究結果の概要等につきましては、報告書に記載したとおりとなります。

続きまして、45ページを御覧ください。「社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言」の「窃盗事犯者に関する研究」について御説明いたします。

本研究は、窃盗事犯の重要類型について、初犯者を中心に、その実態を明らか

にし、犯罪防止策及び処遇の在り方を検討するために有益な基礎資料を提供することを目的としており、平成25年度に事前評価を実施した上で、平成26年度から平成27年度までの2か年で実施した研究です。本研究についても研究評価検討委員会による事後評価を実施しておりますが、同委員会においては、51ページの「(3) 総合評価」に記載のとおり、「大いに効果があった」と認定されております。

基本政策 I に関する説明は以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして各委員から御意見、御質問をお願いいたします。

なお、質問に対して法務省出席者からの回答をいただく場合は、発言時に必ずお名前のほうもよろしくお願いいたします。

それでは、井上委員、お願いします。

○井上委員 御説明のほう、ありがとうございます。2点ございます。

1点目は非常に漠然とした質問なのですが、今日は私も一国民として参加しているのですが、今年の1月5日、上川法務大臣が記者会見の中でおっしゃっていたことですが、私が共感を覚えたお言葉がございました。その言葉を参照させていただくと、法務省の取組は、「国民の皆様が真に身近なものと感じていただくことが必要である」とおっしゃられました。そのことに関する質問が一つと、もう一つは法教育についてです。

一番最初の「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」のところでは、「国民に密接な」というところに関わると思うのですが、ここに書いてあることは、それぞれもっともというか、非常に成果としては上がっていると思いますが、それとは別に、今、経済社会において、特にIT、AIに関わる大きな動き、波が来ていまして、それについてのいろいろな法制度に対する国民の期待が大きくなっていると思います。例えば自動運転については、この間もタクシーに乗っていて、「おたくはいつごろ、自動運転に関してはどういうふうにやられていくのですか」と聞きましたら、「2年後に自動運転を始めます」みたいなことをおっしゃっていたのですが、その辺りの法整備というのが一体どういうふうになっているのかが良く見えない。少なくとも今回の資料の中では見られなかったもので、その辺りについてどういった動きをされているのかということ、漠然としたところなんですけれども、時間軸が喫緊のところに来ていますので、一つ教えていただきたいと思っております。

もう一つは、これも間接的な情報ですが、ほかの国ではそういうことに関しての法整備がなされているのに対して、日本は非常に遅れているというような報道を耳にするのですが、その辺り、ほかの国との関係の中で日本の法制度の「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」がどうなっているのかという点をお聞きしたいと思います。

法教育についてはその後に質問します。

○遊佐政策立案情報管理室長 民事局又は刑事局で検討されていることがありましたらお答えいただければと思います。

○民事局（竹下） 民事局の局付の竹下でございます。

I T化が進み、またA Iが活用される社会の中で、基本法制としてどうやって対応していくのかというところがあります。自動運転のような大きいテーマについてどういった取組をしていくのかということについて、自動運転であれば民事、刑事、いろいろな観点から法的な問題が出てくると思います。刑事であれば当然事故が起きたときにどうなのか、民事であれば、その場合の民事上の責任についてどうなのかということかと思うのですが、こういった問題について、恐らく法務省だけではなくて、他省庁も一緒に検討していかなければいけないというような問題であると認識してしまっていて、こういったことについて、省庁を超えて先端的な技術に対する規制のサンドボックスみたいなものをどうするかとか、そういった省庁を超えて取り組んで行こうという動きはございます。こういった動きを個々の民事局なり刑事局なりの個別の論点として取り上げて、どういったことを、法的などといった分野に手当てするののかということまでにはまだたどり着いていないというのが現状であると思います。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○秘書課（関口） 大臣官房秘書課の関口と申します。よろしくお願いたします。

少し漠然とした話になってしまうのですが、A IとかI Tとか、そういった新技術を駆使したいいろいろな事業をやりたいという事業者は日本国内にも多々あります。ただ、日本は割といろいろな規制が厳しいものですから、規制当局としては、その規制を緩和するにはエビデンスが必要だと考えているのですが、事業者からすると、エビデンスを提供しようとしても、その規制そのものが障害になってエビデンスを収集することができないという、そういうジレンマがあって、それによって新技術の商業化といいますか、そういったことがなかなか進みにくいという実情があるようでございます。それは法務省だけの問題ではなくて、規制省庁というのはむしろ法務省以外のところでたくさんあるものですから、そういった政府全体として規制の在り方、あるいは規制の下でどういうふうのエビデンスを収集するのかということを見直さなければならないということが今議論されております。このことは全ての省庁をまたぐものですから、内閣府や内閣官房が音頭をとって、どんなやり方がいいのかということを検討しているところでございます。

先ほどサンドボックスという言葉が出たんですけれども、内閣官房において、そういうエビデンスを集めるための実証実験を、一定の期間、一定のエリアを区切って計画書を出させてやらせよう、それによってエビデンスが収集できたら、規制当局の方で必要な法制度の見直しをしようということ呼びかけております。それを内閣官房、あるいは内閣府が取りまとめをするので、内閣官房からは、この省庁のこの法律が規制になっていてそこをこういう実証実験をやらせたいの

で、それに賛同してもらえないかとか、実証実験を踏まえたエビデンスを提供するので見直しをしてもらえないかということを各省庁に呼びかけていくための窓口をまずは作ってくれということをおっしゃっています。法務省としては大臣官房秘書課の方で窓口になるということをおっしゃっています。

今後どういうスケジュールになっていくのかということはまだ示されていないのですが、その営みの中で、そういった実証実験といいますか、規制を見直すのに必要なエビデンスを収集するための実証実験というのがこれから行われていくことになりませんかとおっしゃいます。

○井上委員 御説明ありがとうございました。

二つ質問があったうちの二つ目は今よく分かりました。多分二つ目の質問、諸外国との比較についても同じ回答なのかなとおっしゃいます。ほかの国は、やはりそういった根回しということですか、その辺りがもうちょっと軽いという理解でよろしいですか。

○秘書課（関口） 諸外国に比べて、日本は規制が良くも悪くもしっかりしているものですから、それが逆に新技術の発展の阻害要因になっているところもあると考えられてきて、そこは、諸外国がどうやって規制を緩和しているのかという辺りを横目で見ながら、今後の実証実験をやっていくということになりませんかとおっしゃいます。

○井上委員 分かりました。

○田中座長 ありがとうございました。

それでは、二つ目の質問をお願いします。

○井上委員 二つ目の「法教育の推進」についても、まさに上川大臣の、「国民の皆様が真に身近なものと感じていただく」ものの例の中で「法教育の充実」ということをおっしゃられていました。大臣の方でも重視しているということだと思います。昨年もこの法教育に関しては質問させていただいたので、その続きといいますか、ほぼ同じ内容の話なのですかけれども、26ページです。

施策の進捗状況のところ、いろいろな活動をやりましたという中に、昨年も申し上げたのですが、こういうタイプの活動でEBPMを回すためには、アンケートが重要だと思われましたので、アンケートをとられていますかという質問を1年前にさせていただいたと思います。そのアンケートをされたかについて、文章だけ読むと、どうやらなされていないように読み取れましたので、その点どうなったのかについてお聞きしたいと思います。もしそれがなされていないのであれば、1年前と同じ状況でPDCAサイクルが回っていないという評価になるのかなとおっしゃいます。

二つ目は、27ページの達成手段の有効性・効率性等の測定指標1, 2関係についてですが、ここには非常に良いことが書いてありまして、「学校現場にとどまらず、幅広い層を対象とした広報活動を行う」とあります。これはまさに上川大臣も、小中学生、高校生というのではなく、やはり国民全体に法教育をということをおっしゃられていることに通じるとおっしゃいます。27ページの同じ箇所には「国

民一般に法教育の意識についての理解を深め、法教育の実践を拡大させるという目標の達成に、必要かつ有効である」と書かれており、目標設定についてはよく理解されているというふうに私はこの文書から読み取りました。

ただ、それを、「次期目標等への反映の方向性」の項目において、そういう方向にこの施策を動かそうとしているかということ、「適切な目標を設定する」とだけあり、このままではほぼ同じ施策になるだろうという気がします。文章からしか私は理解していませんけれども、せつかく良い方向で考えていらっしゃるの、それを具体化する部分をどのように考えられているのか教えていただきたいと思います。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、司法法制部、お願いします。

○司法法制部（唐澤） 司法法制部官房付の唐澤でございます。大変貴重な御質問、御意見ありがとうございます。

まず1点目のアンケートについての御質問ですけれども、確かに平成29年度には明示的なアンケートという形では行っておりません。一方で、現在取り組んでいる教材を作成する過程で、教材を試行的に使った授業を行っており、試行授業の中で生徒の反応を見て、教材の作成に生かしていくという取組を行っております。明示的なアンケートという形ではございませんけれども、法教育の教材や施策そのものが学校現場からどのような反応・評価を受けているのかという点は、日々検証しながら取組を進めているところです。

2点目の幅広い層を対象にした広報活動についての御質問ですが、まさに御指摘のとおり、法教育は、小中高の児童・生徒に限られるものではなく、いわば生涯教育として、広く国民全般に向けて行われるべきものでございます。一例を挙げますと、法の日週間のイベントにおける法教育関連イベントの実施や、各地方における模擬裁判等の出前授業を通じて法教育の広報を実施し、幅広い層を対象にアピールさせていただくべく種々の活動をしているところです。

○田中座長 ありがとうございます。

井上委員、お願いします。

○井上委員 今、いろいろな業界、私は会計士協会、研修担当もしているのですが、我々のところでもアンケートは当然やっていますし、ほかの業界の方に聞いても当然やられていますので、法務省だけやっていないというのは、世の中一般の中では少し違和感があります。具体的な実施に向けてまたお考えいただければという意見です。

○司法法制部（唐澤） 分かりました。

○田中座長 大沼委員、お願いします。

○大沼委員 2点あります。1点目は、「法教育の推進」についての井上委員の発言に関する補足なのですが、挙げられている測定指標は、活動状況と実施状況だけを見ると、どうしても量的な観点での指標であって、質的な観点が含まれていないように見えるわけです。そうすると、毎年毎年同じような量的なものをやっ

て、それほど飛躍的な伸びがない状況の中でそれを引き続き指標とするということですが、中身についての可視性というか、分かりやすさ、透明度が足りないような気がするのです。

やはり法教育というのは、そもそも定義づけがなかなか難しい概念ですし、誰のために、何のためにやっているのかということについての位置づけ、その方向性が明確にならないと、やっていることが本当に国民にとって役に立つ、あるいは法務行政にとって役に立つものかの判断がなかなか難しいものになっているのではないかと思うわけです。

そこで、アンケートも難しいという話がありましたけれども、アンケートには2種類があると思うのです。一般的なアンケートとしては、長さが適切であったとか、それに満足したかといったような抽象的なものですが、恐らくそれを実施したとしても、なかなか良い成果は得られないと思います。もう少し中身に関して、何を学んだのか、それについて実際どう感じたのか、具体的な反応をですね、特に子供たちの反応がより分かりやすい形でのアンケートの方が良いのではないかと思います。

また、実際には、更に具体化するために、例えば作文でも書かせ、賞を与えるというようなことをやりますと、毎年実施している教育に対して、子供たちがどんな反応を示しているのかが、より具体的に分かりやすくなるという意味で、そういったことも考えても良いのではないかと思います。少しでもエビデンスを残すような形での質的な向上や対策と指標とが必要なのではないかという気がします。その点について御意見をいただければと思います。

○司法法制部（唐澤） 引き続き唐澤から申し上げます。貴重な御指摘ありがとうございます。ございました。

御指摘は、法教育の質をどのように確保するのかというものと理解しました。この点については、我々が法教育の内容を独自に決めているわけではなく、広く有識者、あるいは文部科学省や教育現場の先生方も含め、法教育推進協議会及びその下に教材作成部会を設け、法教育の在り方や教材作成の在り方を審議・検討いただいているところです。このようにして、一定の客観性を担保しつつ、必要に応じて修正を行うなど、法教育の質の確保に努めております。

アンケートとの関係についての御指摘については、確かに過去には実践状況調査という形で実施したことがあります。このような調査は、予算との関係で継続的に行うことはできていないのですが、前回の実施から期間が経過しており、その間に新たな教材を作成・配布するなどの取組を行ってきておりますので、再度、実践状況調査を行うことも検討してまいりたいと考えております。

最後の御質問については、アンケートを行うのであれば、受け手側、つまり児童・生徒の側の反応をきちんと捉えるべきだというものだと思いますが、児童・生徒を対象としたアンケートを実施する場合、そのとり方には、様々な注意が必要になってくるものと考えています。どのような方法が一番適切なのかということとは、先ほどの協議会や様々な方からの御知見をいただきながら、検討を進めて

まいりたいと考えております。

○大沼委員 確かに難しいとは思いますが、法教育推進協議会で審議されていることは、一つの方向性の正しさの証拠にはなると思うのですが、実際問題として挙げられている指標の中に、どんな目的、どんな中身の法教育をしようとしているのかが明らかでないものですから、どうしても分かりにくく、透明性が低いものになっていると感じます。法教育といってもいろいろな切り口があると思われ、法的な知識の問題もあるでしょうし、リーガルマインドの問題もあるかもしれない。切り口がいろいろある中で、例えばこの年はこういった問題について力点を置いて教育をした結果、こういった反応がありましたとか、何か中身についての質が分かるような指標を参考指標として挙げていただいた方が、より分かりやすくなるというふうに思うのですが、その点はなかなか難しいのでしょうか。

○司法法制部（唐澤） 貴重な御意見ですので、今後、それも踏まえつつ、更に進めてまいりたいと思っております。

○田中座長 野澤委員、お願いします。

○野澤委員 御説明ありがとうございます。

高齢・障害犯罪者に関する調査のところで、少しお話をしたいのですが、この分野というのは、近年最も改善というか改革が精力的に進められてきたと思っております。地域定着支援センターによる特別調整とか、矯正施設や検察庁に社会福祉士を配置したり、あるいは今回、再犯防止の推進法ができて、自治体が再犯防止計画を作ることになっており、これは非常に評価したいと思っております。

ただ、現実を見ますと、自治体が再犯防止計画を作るとは非常に皆さん苦勞していて、なかなかどうやっていいのかわからないというのが実態なのです。再犯を防止するというのは非常に難しいと思われまます。調査研究の中にもありますが、高齢の、特に認知症の方による万引きとか知的障害の方による万引き、これを完璧になくすというのは、やはりなかなか難しく、私も現場で支援している方たちとつながっているのですが、支援していると、万引きをしない期間が延びていくとか、改善はするのですが、再犯を完全に抑えるというのは非常に難しく、やはり、やった瞬間に刑事手続に乗せられるケースが多く、この点をどういうふうに考えていったら良いのだろうかと思うのです。

イギリス辺りに行くと、障害者団体と警察が連携し、こういう場合に簡単に刑事手続を取らず、一旦福祉の方に入るところで戻すとか、あるいはオーストラリアのビクトリア州に行くと、刑事手続とは別にメンタルヘルスコートという全く違う手続で、刑罰ではなく福祉的な支援に早目に回すといったことをしています。出口ではなく、もっと入口に近いところで支援していく方が国家的な経費の面でも抑えられるし、当事者である障害者・高齢者の生活にとってもいいのではないかということで、もう少し日本もそういう方向性に行ったほうがいいのではないかと思っております。つまり、彼らを刑事手続に乗せても、罪という意識、あるいは刑罰というものに対する認識が非常に希薄な方たちに対して、多額の経費をか

けてやっていることの意味というものをもっと考えたほうがいいのではないかと
思うのです。

これは法務省だけでどうこうしろというのはなかなか難しいと思います。国民
の認識というものも考えてもらわなければいけないと思うのですが、この辺りの
実態を調査していただいた上で、さらにもう少し踏み込んだものにしていただい
ただけないかと思っているのです。完全に再犯防止しろとなると、やはり施設等
に閉じ込める傾向が強くなっていくと思います。現実にもそういう傾向もあります
ので、何かこの辺りをもっと継続的に調査して、政策提言に結びつけていただ
けないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

○田中座長 法務省、お願いします。

○秘書課（関口） 法務省大臣官房秘書課の関口でございます。御質問、御意見あ
りありがとうございます。

再犯防止推進計画について御質問がございましたけれども、御案内のとおり、
昨年12月に国の再犯防止推進計画が策定されました。再犯防止推進法の中では、
地方自治体も国の再犯防止推進計画の中身を参考にしつつ、それぞれの自治体
においても地方再犯防止推進計画を作りなさいということが書かれておまして、
今の策定状況を申し上げますと、鳥取県が既に策定してくれております。さらに、
私の記憶している限りですが、30強の都道府県が今後、平成30、31、32年度の3
年間で作るべく、今着手してくれていると伺っております。それから、五つ
の政令市が今策定中で、やはり平成32年度までに策定する予定であると伺って
おります。

再犯を完全になくすことが難しいというのは、御指摘のとおりだと思います。
ただ、それをいかに少なくしていくのか、あるいは再犯に至るまでの期間をいかに
長くすると言ったら変ですけども、そうしていくかというのは本当に課題で
ございまして、まず一つは、国と地方がしっかり連携する必要がありますので、
自治体に地方再犯防止推進計画をまず作ってもらって、自治体でも再犯防止に関
する取組を積極的にやってもらうということが大事であると思っております。

それから、入口でというお話がありました。この辺りは刑事司法の根幹に関わ
るところでもあろうかと思うので、慎重な検討が必要と思っておりますが、一方
で、再犯防止推進計画の中では、効果的な入口支援の在り方をきっちり政府とし
て検討しなさいということが書いてあります。薬物事犯に関しては、やはり再犯
率が高いものですから、諸外国では刑事手続から外して、いわゆるダイバージョ
ンと言われているような手続を取っている国もあり、そういうものも参考にしな
がら効果的な薬物事犯者に対する処遇の在り方を検討しなさいということも計画
の中には書かれています。いずれも検討項目であり、この計画の実施期間とい
うのは平成30年度から34年度までの5年間となっていますので、その中で検討を
して、可能であれば一定の方向性というのを出してまいりたいと思っております。

なお、その検討項目は、法務省だけで検討しろということではなく、厚生労働省
など関係省庁等も含めて検討しなさいということで書かれていますので、政府を

挙げて検討していくということになるかと思えます。

○田中座長 ありがとうございます。

野澤委員，よろしいでしょうか。

それでは，大沼委員，お願いします。

○大沼委員 先ほど二つあると言ったのですが，先に質問されてしまったので，今の質問の関連で補足的にお聞きしたいのですが，この二つの研究というのは，結果として先ほど御説明のあった再犯防止推進法の3条4項の，調査をして，その結果に基づいて対策を練ろうという考え方の国バージョンとして位置づけられることもできるのではないかと思うのです。そういった関係で見ますと，33ページに書いてあるような，「高齢者の刑法犯検挙人員の罪名は，窃盗の割合が最も高く，女性高齢者は，約9割が窃盗で，その手口のほとんどが万引き」であると。続いて，窃盗以外の犯罪では傷害，暴行の増加が約50.1倍とありますが，これはもう恐ろしい数字ではないかというふうに思うわけです。また，高齢入所受刑者の再入率が非常に高い。73%というのは驚くべき数字だと思うのです。そして，資料の49ページを見ますと，例えば再犯率のうち万引き事犯者の罰金処分者というのは生活困窮に該当する窃盗再犯率が高かったということが挙げられているわけです。

こういったものを見ますと，薬物依存症の再犯率については従前からいろいろ指摘されてきたことなのですけれども，現在問題となっているのは高齢者の犯罪率，特に万引きとか軽微な暴行などの発生率というのがすごく高くなっていて，また再犯率も高いということになるのではないかと思うのです。これは従来余り意識されていなかったことだと思います。

問題なのは，その原因なのですが，この調査研究の中身がどこまで掘り下げているのか分かりませんが，例えば犯罪者の所得がどのぐらいなのかとか，あるいは知的能力というのが普通なのか，少し落ちてきているのかとか，そういった部分の絡みによっては，現在の社会情勢との関連性が非常に強いということが浮き彫りにできる可能性もあるのではないかと思うわけです。

例えば今は，100万円以下しか年間の年金収入がないという人たちがかなりの割合を占めておりますし，それから，下流老人だとか老後破産だとかということが社会問題化している。つまり，高齢者がどんどん増えてきているだけではなくて，その人たちの困窮度が非常に強いものがあるわけです。その中で，この万引きの発生率だとか再犯率の異常な高さというのが出てきている可能性もあるのではないか。また同時に，老人になると前頭葉が萎縮したり，感情のセーブがなかなかできないということが起きてくるものですから，それが傷害とか暴行の増加につながっているのではないかという感じもするわけです。

せっかくの研究成果ですから，そういった社会問題，社会の構造的な問題とのリンクというのも非常に重要な点だと思うので，もし調査結果の中にそういった観点があるのであれば，ぜひ問題提起という意味でも記載していただきたいと思えます。もし問題の原因というのがそういったことであれば，再犯防止対策とい

うのもやはり別の対策が必要だろう、法務省だけではなくて、ほかの省庁との連携なんかも必要だろうというふうに話が発展してくる可能性がありますので、ぜひその点について、どういうふうになっているのか、教えていただければと思います。

○田中座長 法務省、お願いします。

○法務総合研究所（栗田） 法務総合研究所研究部の栗田と申します。お尋ねいただきましてありがとうございます。

お尋ねのありました高齢・障害者研究、あるいは窃盗研究に関してですけれども、動機面についての分析等は実施しているところです。その中で、将来に対する生活の不安であるとか、あるいは社会的孤立といった問題がある程度浮き彫りになっているところです。特にその傾向というのは女性の高齢者において強いということが分析の結果として出ており、ある程度、お金が全くないわけではないのに節約を目的にやってしまうとか、あるいは、家族もいながらお犯行に及んでしまうといったような犯罪者像というのが明らかになったものと思いますので、今後はそれを踏まえて、どのような施策があり得るかということ、また各部局とともに検討してまいりたいと思っております。

○秘書課（関口） 法務省大臣官房秘書課の関口でございます。御意見、御質問、ありがとうございます。

再犯防止推進法ができて、それに基づいて再犯防止推進計画ができました。その過程においては、再犯防止推進計画等検討会という会議体が設けられまして、その中で議論されて計画ができたという経緯がございます。その検討会の中には、法務省だけではなくて、もうオール霞が関と言っているぐらいの多数の関係省庁が入って議論がされて、その上で計画ができております。

御質問の高齢者の再犯というのは非常に大きな問題でして、再犯防止推進計画の中では七つの重点課題というものが挙げられており、その中の一つに高齢・障害のある方への対応というものを含む保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組という項目が掲げられているところです。高齢者は、御指摘にありましたように、年を重ねるにつれていろいろ障害が出てきたりとかということもあって、再犯に至ってしまう、あるいは仕事がないとか収入がないということが原因となって再犯に至ってしまう、そういうことも踏まえてどういうことを施策としてやっていくのかということが計画に書かれておりまして、法務省以外にも、特に先ほども名前を挙げさせていただきました厚生労働省と一緒にやっていきたいと思いますということが書かれておりますので、今後、この計画にのっとって政府を挙げて取り組んでいくこととなります。

○田中座長 野澤委員、お願いします。

○野澤委員 ここはすごく大事なところだと思っております。多分これから認知症の高齢者はものすごく増えてきますし、特に都市部は独居が多いので、多分こういうケースはもっと増えていくはずなのです。

私が思うのは、彼らのこういう、おなかすいた、お金がないのでスーパーへ

行って万引きしてしまうと、この行為を犯罪というふうにならずと見ていくのかどうなのかということ。昔だってあったわけです。でも、昔は、それをたしなめる家族がいて、それによって納得してくれるお店がいて、同じ行為なのに犯罪とは見なされなかったのです。昔はそういうケースが多かったと思います。ただ、今はたしなめる家族がいないし、お店も納得してくれないので犯罪というふうにならずと位置づけられている。

もう一つは、治安が非常に悪くなっているのではないかと。かなり小さな犯罪もちゃんと取り締まろうということで、現場の警察とかは、盗犯防止月間なんか、もうノルマに追われていますよ。彼らにとって一番捕まえやすいのはこういう人たちですよ。何かそういうものがものすごく矛盾したところがこういうところに出てきていると私は思っています。こういうものを本当に犯罪というふうに見ていいのかどうなのかということ、もっと国民的議論が必要だと思いますし、あるいは現場の警察官とも、警察の在り方みたいなものを含めて考えなければいけないと思います。

そして、先ほどから出ているように、厚生労働省のほうも「我が事・丸ごと」の地域共生型福祉とか、同じようなことを福祉のサイドからも一生懸命やろうとしているわけで、その辺りを、もう国家的な大きなプロジェクトとして推進していくべきぐらいに思っているのです。

2060年ぐらいになると、認知症の高齢者というのは1,000万人近くになっていくというのがもう分かっている数字ですし、これはもう本当に大きな問題だと思いますので、今のうちにそういう考え方を進めていくことは大事だと思っております。そこだけ追加でお話しさせていただきます。

○田中座長 ありがとうございます。

法務省、何かありますか。

○秘書課（関口） 再犯防止推進計画の中では効果的な処遇の在り方、再犯防止対策の在り方を検討しなさいということが書かれておりますので、御指摘の点も踏まえて今後取り組んでいきたいと思っております。

○田中座長 次のテーマに移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次に基本政策Ⅱ、「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持」に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○中嶋補佐官 それでは、基本政策Ⅱに関する事後評価の概要について御説明いたします。

まず、60ページを御覧ください。「検察権行使を支える事務の適正な運営」について御説明いたします。

この施策は、検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたる改善及び検察機能のより一層の強化を図ることを内容としています。

測定指標としましては定性的な指標を三つ設定しております。一つ目は「サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化」、二つ目は「被害者支援担当者の育

成」，三つ目は「検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況」です。

測定指標の実績を踏まえた各目標の達成状況につきましては，設定した測定指標のうち，三つ目の「検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況」については目標を「達成」，残り二つについては「おおむね達成」としており，施策全体の目標達成の度合いとしては「相当程度進展あり」と評価しております。

次に，108ページを御覧ください。「矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備」について御説明いたします。

この施策は，矯正施設における適正な管理運営を維持するため，各種警備用機器の整備・開発の推進や，その効果的な活用等を図るとともに，研修，訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るというものです。本施策は，平成26年度から平成28年度まではモニタリング対象であったため，今回は平成26年度から平成29年度について評価を行うこととなります。

この施策においては，「刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況」という定性的指標と，「総合警備システムの更新整備施設数」という定量的指標を設定しております。

測定指標の実績を踏まえた各目標の達成状況につきましては，一つ目の「刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況」については「達成」，二つ目の「総合警備システムの更新整備施設数」については「おおむね達成」としており，施策全体の目標達成度合いの測定結果につきましては「相当程度進展あり」と評価しています。

次に，112ページを御覧ください。「矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」について御説明いたします。

この施策は，被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，被収容者の個々の状況に応じて，収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施することを内容としています。この施策についても，平成28年度はモニタリング対象であったことから，今回，平成28年度及び平成29年度について評価を行うこととなります。

測定指標は三つの定量的指標を設定しており，「刑事施設における職業訓練の充実度」，「刑事施設における就労支援実施人員の割合」及び「少年院における就労支援実施人員の割合」となっております。

測定指標の実績値を踏まえた各目標の達成状況につきましては，いずれも「達成」としており，施策全体の目標達成度合いの測定結果につきましては「目標達成」と評価しております。

続きまして，118ページを御覧ください。「医療観察対象者の社会復帰」について御説明いたします。

この施策は，心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため，医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保することを内容としております。本施策は，平成26年度から平成28年度まではモニタリング対象であったため，今回は平成26年度から平成29年度について評価を行うこととなります。

測定指標としましては、「精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合」という定量的指標を一つ設定しております。

測定指標の実績値を踏まえた目標の達成状況につきましては「おおむね達成」としており、施策全体の目標達成度合いの測定結果につきましては「相当程度進展あり」と評価しております。

続きまして、122ページを御覧ください。「破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等」について御説明いたします。

この施策は、公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に提供することを内容としております。

測定指標は三つ設定しており、一つ目は「オウム真理教の活動状況及び危険性の解明」という定性的な指標、二つ目は「地域住民との意見交換会の実施回数」という定量的指標、三つ目は「破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施」という定性的指標となっております。

測定指標の実績値を踏まえた各目標の達成状況につきましては、全ての測定指標を「達成」としており、施策全体の目標達成度合いの測定結果は「目標達成」と評価しております。

基本政策Ⅱに関する説明は以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして御質問、御意見、ございますでしょうか。

井上委員、お願いします。

○井上委員 御説明ありがとうございます。

「検察権行使を支える事務の適正な運営」についてですけれども、これも見させていただいて、やはりサイバー犯罪というのはすごく気になるところで、以前にもこのテーマで質問させていただいたと記憶しています。こちらについては、アンケートも実施されていて、必要な研修もなされているというふうに読ませていただきました。そういう意味では大きな意味でのPDCAサイクルが回っているのかなと思います。その中で、63ページ辺りに研修に参加した人数が書かれており、例えば検事が26名受けましたとか、検察事務官が60名とか、50名とありますが、この人数がちょっとよく分からないので教えてもらいたいのです。この人数というのは、これで十分な人数なのか、それとも、もっと受けるべき人がたくさんいるのだが、とりあえず今はこの程度なのかという辺りの感触を知りたいと思います。どういう方が受ける必要があるのかという知見が基本的に余りない私のような者からすると、ちょっと少ないのではないのかと感じましたので質問させていただきます。

また、アンケート結果が80ページのところにあり、かなり皆さん積極的に書いています。的を絞った方がいいのではないかと、クレーマー対策をした方がいいのではないかと、時間をかけて東京に行って受ける意味があるのかとか、忌憚のない意見が出されています。ここで一つ一つに個別具体的に対応するかどうかは検討すべきところだとは思いますが、こういったところで、次のステップでPDCAサイクルをどのように回していこうとしているのかという部分をお聞かせください。

あと、前にもお話ししたことがあるかもしれないですけども、eラーニングというのはいつでも自由に見られ、いろいろなところで利用されているわけです。この間も霞が関のある研修担当の方が御相談に来られて話を聞いたら、やはりライブ中心で、eラーニングというのはやっていませんというお答えだったので、それでは今後検討されたらどうですかというアドバイスをしました。多分法務省でも同じような状況で、ライブ中心ではないかと思しますので、eラーニング化についてどのようにお考えになっているのか、質問させていただきたいと思えます。

○田中座長 法務省、お願いします。

○刑事局（深野） 刑事局総務課の深野でございます。御質問ありがとうございます。

まず、1点目のサイバー犯罪の研修の関係で、人数が適正かという点でございます。

このネットワークフォレンジック、あるいはデジタルフォレンジック研修といいますのは、サイバー犯罪に関する必要最低限の知識・技能を習得させるというものでして、御指摘のとおり、できるだけ多くの者に受講させるのが望ましいと考えており、こちらとしてもできるだけ多くの者が参加できるようにと考えております。

ただ、今の講義の形式が実際にデジタルフォレンジックの機器を扱った実習のような形態で外部に委託しているものもございまして、人数を一気に倍、あるいは3倍にするというのがなかなか難しいといった点もございまして、これにつきましては、より多くの者が受講することができるように今後改善をしたいと考えておまして、こちらでも今、検討をしているところです。

2点目は、被害者支援担当者中央研修に関するアンケートに関する御質問でした。これは被害者支援担当者中央研修に限らないものですが、アンケートでいろいろ厳しい意見、こういう研修は意味がないとか、あるいは逆に有効であるといった意見をいただいております。これにつきましては翌年度のカリキュラムに反映させることを考えております。

例えば、被害者支援担当者中央研修の中でクレーマー対策について実施してほしいという要望がありましたので、昨年の研修では、実際に被害者支援の活動をされている団体の方から、そういったクレーマー的な対応についてもどのような扱いをすればいいのかといった観点でお話をいただきたいというお願いをしてお

りまして、研修員からも好評を得ているなど、前年にいただいたアンケートの内容について、翌年の研修に生かす形で活用しております。

3点目は、eラーニングの利用という貴重な御意見をいただきました。我々も、研修を実施した人間だけがそのノウハウを得るのではなくて、それをほかの職員にも共有するということが非常に重要であると思っております。研修のフォローの在り方というのは、まさに検討しているところでございます。今のところeラーニングという形で、各庁ごとにいろいろ取組をしているところがありますが、全体としてeラーニングというものができるかどうかも含めまして検討してまいりたいと思います。

○田中座長 ありがとうございます。

井上委員、お願いします。

○井上委員 1点だけ意見なんですけれども、一番最初の質問に対しての回答がそういうことであれば、測定指標2に係る64ページの「以上のことから」で始まる記載のところについて、「対応能力を向上させるという目標はおおむね達成した」とありますが、これは質的なことをおっしゃっているので、せっかくならば定量的に、本来ならこれぐらいの人が研修を受けるべきである。そのうち、今年はこれだけできましたというようなものと一緒に併せて指標として検討いただければと思います。意見でございます。

○刑事局（深野） 検討してまいります。

○田中座長 ほかに御質問ございますか。

大沼委員、お願いします。

○大沼委員 また今の発言と関連してのことなんですけれども、「検察権行使を支える事務の適正な運営」に関して、サイバー犯罪対策というのは極めて対応が困難である上、犯罪者側のスキルが世界的規模で年々向上しているという非常に難しい問題があるわけです。そこで、これの中身なんですけれども、警察庁の情報技術犯罪対策課や警視庁捜査支援分析センター、警察官による講義ということなんですが、これらの警察組織のサイバー犯罪に対する捜査能力の現状というのはどの程度のものなのか。また、警察なんかにもやはり原資に限りがありますから、能力が必ずしも日進月歩するサイバー犯罪の向上に対応できないということであれば、最先端のそういった問題にデジタルフォレンジックに協力できるような民間企業、あるいは民間の専門家との連携などを今後考えていく可能性はあるのか。この2点について教えていただければと思います。

○田中座長 法務省、お願いします。

○刑事局（深野） 刑事局総務課の深野でございます。御質問ありがとうございます。

まず、今の研修の講義の中で警察の講義が入っております。検察は、ほとんどの事件は警察から送致を受けてということで、特にサイバー犯罪につきましては、ほぼ100%警察がまず捜査をしてということですので、我々としては、まず警察との接点というのが非常に重要と考えてございます。警察の方も様々な部署に分

かれておりますけれども、やはり最先端のサイバー犯罪の知見も共有しているところをごさいます、まずは、警察が持っているノウハウ、技術、知識というものを吸収して、それを理解できるようにしていくことが重要であろうと考えております。

ただ、御指摘のとおり、警察だけではカバーできない領域があることも確かでございます、民間団体、あるいは民間の研究団体の知見を共有するということは、我々の方も問題意識を持っております。実際に検事を民間の研究団体等に派遣してつながりを持ったりという形で、検察としても、警察のみならず民間の団体とのコネクションを持って、より高度の知識、技能を習得できるようにしていきたいという意識を持っているところです。

○大沼委員 いざとなったら民間の団体、あるいは専門家が捜査に協力するということが期待できるような状況なのではないでしょうか。

○刑事局（深野） 今、具体的に捜査に協力いただける確約があるわけではございませんが、そういうコネクションを日頃から持つことによって、我々は鑑定の嘱託という形でアシストをいただくという形で御協力いただけるような、そういう関係をつくっていきたいと考えております。

○田中座長 ありがとうございます。

野澤委員、お願いします。

○野澤委員 「医療観察対象者の社会復帰」のところを教えていただきたいんですが、社会復帰した者の割合が出ていますけれども、この障害種別の内訳があったら教えてほしいのです。統合失調症とか発達障害とか人格障害とか、いろいろあると思います。

また、復帰先について、地域での自立生活というか、地域で生活している方、あるいは家族のもとに帰った方、福祉施設に入所している方、精神科病院に入院している方、それから、再入院率というものがあつたら教えていただきたいと思ひます。

○田中座長 法務省、お願いします。

○保護局（手倉森） 保護局の精神保健観察企画官の手倉森と申します。よろしくお願ひいたします。

障害種別というお話が1点目にごさいましたが、精神障害ということが前提になるのですが、一番多いのは統合失調症になります。そのほか、統合失調症以外に重複して知的障害なり発達障害という方もいらっしゃいますが、圧倒的に多いのは統合失調症ということになります。そのほかについては細かいデータが手元にごさいません。

2点目の地域に戻った先ということなのですが、入院していった後精神保健観察ということで観察所が関わるような形で処遇するということになりまして、その後、観察所から離れてということになるのですが、地域に戻られた際は、御自宅がある場合は御自宅へ戻られたり、お一人で住まわれたり、あと福祉施設に入所されたりというのが大体それぞれ二、三割ぐらいとなっているかと思ひます。

最後、再入率ということなんですが、年間5件以内ぐらいで再入院の申立てがあります。

- 野澤委員 精神病院への入院というのは余りないと考えていいのですか。
- 保護局（手倉森） 退院して地域に戻られたタイミングでさらに精神科病院というのは、なくはないですが、少ないということになります。
- 野澤委員 それと、復帰者の中で統合失調症が圧倒的に多いということですが、もともとの医療観察保護施設に入っている方の割合とそれほど変わらないと考えていいのですか。
- 保護局（手倉森） そういうことになります。統合失調症の方が圧倒的に多いというのは、最初からそうでしたので、施設を出たときも当然そのままということになります。
- 田中座長 伊藤委員，お願いします。
- 伊藤委員 伊藤です。今の関連で、「医療観察対象者の社会復帰」についてお尋ねします。

118ページの測定指標1のところなのですが精神保健観察事件の年間の取扱件数が分母となり、それに対するその年に処遇終了が決定した者の割合がここに示されているということでしょうか。

- 保護局（手倉森） 保護局の精神保健観察企画官の手倉森です。

測定指標1でございますが、分母になりますのが年間の精神保健観察の取扱事件数、これは具体的に申しますと、前年度に継続していたものに当年度において新規に精神保健観察を開始した件数を加えたものとなります。分子につきましては、処遇の終わり方としまして、観察所長が申立てをして終了する場合と、期間満了で終了する場合がございます、それらの合計が分子となり、その割合がこの目標値になっております。

- 伊藤委員 そうすると、割と最近に事件に関わった人も分母に入っているんですね。その人たちはすぐには精神保健観察が終了しないのですから、当然終了対象者の中には入ってこないのですけれども、この割合の出し方がこれで適切なのかなと感じました。
- 保護局（手倉森） おっしゃられたように、分母の中の者が必ずその年度に処遇を終了するというわけではないので、タイムラグはございます。ただ、継続して見ることによって、一定の割合が把握できると考えております。
- 伊藤委員 割合はほぼ変わっていませんが、大体この24.3%というのが妥当な割合になるのでしょうか。
- 保護局（手倉森） 118ページにある24.3%というのは目標値でございますが、実績のほうは119ページを御覧いただきますと、増減はございますが、直近ですと25.9%になっています。
- 伊藤委員 あともう1点、参考指標にあるケア会議の開催回数についてなのですが、「施策の分析」欄に、これが増加傾向にあるので、関連機関相互の綿密な連携の確保が図られているという趣旨の文言があるのですけれども、どんな機関が

連携して、また1人の対象者に対して何回ぐらいのケア会議が開かれたとか、そういう統計は取っていらっしゃるのでしょうか。

○保護局（手倉森） まず関係する機関ですが、観察所が主催しておりまして、精神保健観察期間中、指定通院医療機関ですとか、福祉施設、自治体などが参加して処遇の方針を決めて、フォローアップしながらやっていくといった形で進めております。

ケア会議の件数について、1人当たり何件という数字はありませんが、年度末に継続している件数当たりのケア会議の件数というのは少し前にとったものがございまして、例えば平成17年度ですと、年度末1件当たりということで機械的にその年のケア会議の件数を割ると、施行当初において1.78回であったものが、28年度において4.69回ということで、1件当たりの回数も増えてきているということで把握しております。

○伊藤委員 ありがとうございます。

○田中座長 ほかに御質問ございますか。

宮園委員、お願いします。

○宮園委員 「矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」についてお尋ねします。達成すべき目標のところでは職業指導であるとか就労支援の充実ということと、出所・出院後の就労の安定を図るということを目指して設定されております。すなわち、この目標達成のために、この手段が効果的であったかどうかということが、この結果の評価につながってくるのだと思うのですが、その中で指標となっているものが、職業訓練の充実度であるとか、それから刑事施設における就労支援実施人員の割合であるとか、少年院における就労支援実施人員の割合となっているのです。これは、いわゆる手段がどれだけきちんと達成したかということを表している指標であって、出所・出院後の就労の安定を図るための指標としてふさわしいものなのかということは、疑問に思ったのです。非常に難しいというのもよく分かっているのですが、ここで、この「施策の分析」欄のところも見ますと、社会及び雇用者のニーズに応じた職業訓練の導入や拡充を進めていて、資格取得者率の実績が上昇しているとか、修了者の数が上昇しているとか、そういう意味では受刑者に対して必要な職業訓練受講の機会の拡充が認められるということが書かれています。しかし、ここでの目標は、出所・出院後の就労の安定を図ることなのであり、そこが少しそごがあるのではないかと思います。

そもそもが、出所・出院後の就労の安定はどのように測るのか、何をそれは意図しているのかということなのか。いわゆる就職して、辞めないで就労継続が図られている、そのことが例えば就労の安定ということなのか、あるいは、職業訓練を行い、例えば刑務所の中で美容師や理髪師の資格を取得して、それが出所後の職業として美容院とか理髪店に就職することにつながったとか、そういうことが出てくれば、職業訓練、あるいは資格取得が就労の安定につながったということになると思うのですけれども、今のこの指標の説明ですと、手段がこれだけ

充実して行っていましたということの提示でしかないような気がしましたが、その点はどのように考えたらいいのでしょうか。

また、結局は成り行き調査になるのだと思うのですけれども、その成り行き調査を行えるというのは私たち研究者ではなかなか難しいことであるし、前回法務総合研究所も成り行き調査を実際に行うことができているということがあったと思います。ですから、やはりもう少し成り行き調査なども視野に入れた評価測定ということをしていかないといけないのではないかと思います。

○田中座長 法務省、お願いします。

○矯正局（山本） 矯正局成人矯正課の山本と申します。御質問ありがとうございます。

ただいま御指摘がございましたとおり、私どものほうでは職業訓練、就労支援ということを複合的に合わせまして、職業訓練の機会、そして就労支援の機会を拡充していき、将来的にそれが就労につながっていけばということの評価の目標にしているところでございます。

それで、職業訓練で言いますと、受講人員のアップ、就労支援の修了者数のアップということで、今は評価が出ているという形で御報告させていただきましたが、実際のところ、先生の方でおっしゃられますように、この職業訓練をしました、就労支援をしましたというところで、そのやった訓練とマッチングした職業につけるということがベストでございますけれども、なかなか受け皿の点もございまして、そういったところで今、再犯防止の計画の中でもいろいろな自治体と調整をやっているところです。今後、その辺の調整が進んでいきましたら、新たな点で検討ということも考えていけるのではないかと思います。

○宮園委員 ありがとうございます。

例えばこういう就労支援を刑務所の中でやっていて、就労意欲の喚起につながるということであるならば、それが就労の安定とどうつながるのかが見えないと、やはりそのところの検証として、例えば今まで働こうと思っていなかった人が、就労支援を受けたことによって就労プログラムを受けることにつながったとか、そういうことが分かると複合的な検証が出てくるべきではないかと感じました。

○矯正局（齋藤） 御意見ありがとうございます。矯正局成人矯正課企画官の齋藤と申します。

就労支援を担当しており、若干説明させていただきたいと思います。就労支援の実施人員の割合を測定指標として掲げさせていただいているのは、この就労支援は厚生労働省との連携のもとに行っているものでして、出所までおおむね3月以内になった者、その他いろいろな要件がございしますが、この支援を希望する人を対象に実施しているものです。したがって、基本的には、出所が比較的近くなってきてもまだ就職先が決まっていない人が対象になります。そういった人々をどうするかというのは、非常に大きな課題だと思っております。その人々の実施人員を拡大していく方向での指標というのは、国の施策として重要な

指標になってくるのではないかと考え、掲げさせていただいているものでございます。

一方で、実施人員が幾ら増えても、それが就職につながっているのかどうかというのは、誰でも疑問に思うところだと思います。この点につきましては、実際に在所中に内定をいただいて、出所後速やかに就職している者もたくさんいるのですが、測定指標として掲げていないのですけれども、次回の事後評価からは参考指標としまして、在所中に内定を得た者の数というものを掲げさせていただくということにしております。

○宮園委員 ありがとうございます。

○田中座長 それでは、次のテーマに移りたいと思います。

基本政策Ⅲ、「国民の権利擁護」、基本政策Ⅳ、「国の利害に係りのある争訟の統一かつ適正な処理」に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○中嶋補佐官 それでは、基本政策Ⅲ及びⅣに関する事後評価の概要について御説明いたします。

まず、基本政策Ⅲに係る施策のうち、今回事後評価の対象となっておりますのは、「国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理」です。

135ページを御覧ください。

この施策は、我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、適正・円滑に運営することを内容としております。

測定指標は三つ設定しております。一つ目は「帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理」という定性的指標、二つ目は「市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応」という定性的指標、三つ目は「供託手続のオンライン利用率の向上」という定量的指標です。

測定指標の実績を踏まえた各目標の達成状況につきましては、設定した測定指標のうち三つ目の「供託手続のオンライン利用率の向上」については目標を「おおむね達成」、残り二つについては「達成」としており、施策全体の目標達成の度合いとしては「相当程度進展あり」と評価しております。

次に、基本政策Ⅳについて、142ページを御覧ください。

国の利害に係りのある争訟の適正・迅速な処理について御説明いたします。

この施策は、国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に係りのある争訟を適正・迅速に処理するというものです。本施策は、平成26年度から平成28年度まではモニタリング対象であったため、今回は平成26年度から平成29年度について評価を行うこととなります。

この施策においては、「訟務組織における人的・物的体制の充実強化」と、「予防司法支援制度の積極的利用の促進」という二つの定性的指標を設定しております。

測定指標の実績を踏まえた各目標の達成状況につきましては、いずれも「おお

むね達成」としており、施策全体の目標達成度合いの測定結果につきましては「相当程度進展あり」と評価しております。

基本政策Ⅲ及びⅣに関する説明は以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして御意見、御質問、お願いいたします。

大沼委員、お願いします。

○大沼委員 まず、「国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理」の供託手続のオンライン利用率なのですけれども、この利用率だけを見ると、それほど伸びていないのではないかと感じます。もう少し伸びてもいいのではないかと思うのですけれども、伸びていないことについて何か理由、原因があるのか。その点について教えていただきたい。

それから、「国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理」に関しては法律意見照会事件を予防司法支援事件に名前を変えて新たな取組をし、それによって実施回数も参加人数も相当程度伸びていると思うのですけれども、この名称を変えた理由についてです。特に法律意見照会というイメージよりも、予防司法支援事件と位置づけた方が、何か行政側にとって利用しやすいような中身が変わっているのではないかと思うのですが、それがどのように変わっているのか。また、それによって、具体的に従前と比べてどのような効果が生まれているのか。その点について説明いただければと思います。

○田中座長 民事局、お願いします。

○民事局（竹下） 民事局の局付の竹下でございます。

御指摘いただきました、供託のオンライン利用率が伸びていない原因について説明させていただきます。

今回、平成29年度は18.0%と、基準値である平成28年度の18.1%を下回ってはいるものの、その差が0.1%ということと、平成26年度、27年度の数字は上回っておりまして、全体として見ればオンライン利用率が増加傾向になるということから「おおむね達成」とさせていただきます。

オンラインによる供託手続の利用率が伸び悩んでいる原因ですが、我々の方で分析しているところによりますと、この供託については個人申請が圧倒的に多く、弁護士、司法書士等にオンラインの申請、利用を働きかけて協力を得ようとしても、なかなか直接利用率の向上に結びつかないことを承知しております。

また、差押えの競合による第三債務者の供託など、複雑高度な内容を原因とする供託申請も増加しているため、供託書の記載方法を含めた窓口での相談を前提とした事件も多く、結果として窓口申請が多くなっているケースが多いというふうに思っております。

さらに供託手続や供託申請について、供託官の受理決定の後に供託金を払い込むことによって終了するところ、仮差押えの保証供託であるとか仮処分の保証供託等、緊急性を要する供託の場合には、窓口申請することによって供託金の払込みまで終了させて、供託書正本の交付を受けることができるということになっ

ているため、結果としてオンライン申請よりも早く手続が終了するということがあり得ます。こういったことから利用率が伸び悩んでいるというところだと分析しております。

○田中座長 ありがとうございます。

訟務局、お願いします。

○訟務局（山口） 訟務担当の官房参事官の山口でございます。

予防司法支援制度についてお答えいたします。

先ほどの、法律意見照会が予防司法支援に変わったという点についてのお尋ねですけれども、従前の法律意見照会は、飽くまでも具体的な争訟、トラブルがあるということを前提に、法律問題について照会を受けてお答えするという制度でした。逆に言いますと、純粋な法律問題みたいなものは対象外としていたわけですけれども、具体的なトラブルを前提としない、これから何か施策をやろうとしているときに、その法的リスクがどのようなものがあるのか、こういったものについてもお答えしていこうということで、平成27年からまずは本省だけで予防司法支援という形でお答えをすることを始め、各法務局、地方法務局については従前どおりの法律意見照会という形で答えておりました。

具体的な数字を今は持っておりませんが、本省で受けていた予防司法支援がかなり好評で利用いただいたため、平成29年度から全国の法務局、地方法務局においても法律意見照会を予防司法支援という形に変えて、つまり争訟性が具体的でなくても相談を受けるというような体制にしているところでございます。これが法律意見照会から予防司法支援に変わった経緯でございます。

先ほど変化といいますか、利用しやすくなっているのではないかとというようなお尋ねがありましたけれども、まさに使い勝手の良い制度を目指して広報活動もしておりますし、実際にそういう使い方をしていただいているところでございます。これまでですと敷居が高くて、照会のための資料であるとか、そういうものをそろえないとなかなか法律意見照会に答えてもらえないという固定観念が照会庁の側にもあったものですから、「いえ、そのようなことはありません」という説明をして利用が伸びているところです。

従前と比べての効果という点についても先ほどお尋ねがあったと思うのですが、取りあえず件数は伸びている。これが、言ってみれば一番主たる狙いは、法律による行政がきちんと行われるということが大事だと思うのですが、これについての効果測定というのはなかなか難しい。特に平成29年に全国展開が始まったばかりですので、その効果をどういったもので測定したら分かるのかということも含めて、これから検討していきたいと思っております。

○田中座長 ありがとうございます。

次のテーマに移りたいと思います。

基本政策Ⅴ、「出入国の公正な管理」、基本政策Ⅵ、「法務行政における国際化対応・国際協力」、基本政策Ⅶ、「法務行政全般の円滑かつ効率的な運営」に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○中嶋補佐官 それでは、基本政策Ⅴ、Ⅵ及びⅦに関する事後評価の概要について御説明いたします。

まず149ページを御覧ください。

基本政策Ⅴの「円滑な出入国審査及び不法滞在者等の対策の推進」についてです。

この施策は、我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進することを内容としております。

測定指標は、定量的指標を二つ設定しており、一つ目は「入国審査待ち時間20分以内の達成率」、二つ目は「在留資格取消件数」としております。

測定指標の実績を踏まえた各目標の達成状況につきましては、設定した測定指標のいずれも「達成」としており、施策全体の目標達成の度合いとしては「目標達成」と評価しております。

次に、基本施策Ⅵについて、156ページを御覧ください。「法務行政における国際協力の推進」について御説明いたします。

この施策は、国際連合と協力して行う研修や法整備支援等を通じて、法務省が有する知見等を他国に提供することなどの国際協力を推進することを目的としております。

測定指標は、定性的指標を二つ設定しており、一つ目は「国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況」、二つ目は「支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況」としております。

測定指標の実績を踏まえた各目標の達成状況につきましては、いずれも「達成」としており、施策全体の目標達成度合いの測定結果につきましては「目標達成」と評価しております。

次に、193ページ以降を御覧ください。基本政策Ⅶの「施設の整備」について御説明いたします。

今回は、平成24年度に庁舎の供用を開始し、それから5年を経過した2件の事業が評価の対象となっております。今般、事後評価を行うに当たっては、巻末に参考資料として添付しております「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」を用いております。

まず、193ページの「熊谷拘置支所整備等事業」を御覧ください。

この事業は、平成19年度に事前評価を実施し、平成20年度から事業を開始した案件です。熊谷拘置支所の旧庁舎は、経年による老朽化が著しいなど施設運営に支障を来していました。本事業を実施して庁舎を新営することで、施設の老朽の解消と収容環境の改善を達成することができております。

次に、199ページの「郡山第2法務総合庁舎整備等事業」を御覧ください。

この事業は、平成20年度に事前評価を実施し、平成21年度から事業を開始した案件です。福島地方法務局の郡山支局の旧庁舎は、大型機器の導入や統合受け入れにより、事務室、書庫ともに面積不足となっております。また、仙台入国管

理局郡山出張所の旧庁舎もOA機器等の増加に伴い執務面積不足となっておりま
した。本事業を実施して総合庁舎を新営することで、面積不足の解消や業務効率
の改善などを達成することができております。

基本政策V、VI及びVIIに関する説明は以上となります。

○田中座長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問ございますか。

井上委員、お願いします。

○井上委員 二つございます。まず149ページの「円滑な出入国審査及び不法滞在
者等対策の推進」の施策の概要と達成すべき目標との関係です。施策の概要の2
行目に「不法滞在外者等対策を推進する」ということが挙げられています。達成す
べき目標として直接対応するのは多分この「在留資格取消を厳格に実施する」と
いうことで偽装滞在外者への対策を推進すると書いてあるのですけれども、ここが
どういう関係にあるのか。この不法滞在外者等対策の目標がこれでいいのかとい
う点がよく分からなかったものですから、質問したいと思います。

というのは、150ページの参考指標に「不法残留者数」というのが書かれてい
まして、これは平成26年は下がっていますけれどもその後は毎年上がっているの
です。不法滞在外者数自体は上がっているということを見ると、この対策がマッチ
しているのかということがよく分からないので、そもそもこの目標がこういう
設定の仕方で良いのか。良いとしても、この不法残留者数が増えていることは良
いのか。その辺りの関係性がよく分からないので、質問をさせていただきたいと
思います。

○田中座長 法務省、お願いします。

○入国管理局（近江） 入国管理局企画室の近江と申します。井上委員、御質問ど
うもありがとうございます。

委員がおっしゃいますとおり、不法滞在外者等の対策というのは非常に幅広くて、
不法滞在外者の中には不法残留者も入っておりますし、あと偽装婚などの偽装滞
在外者なども入っております。確かに不法残留者も一つの指標にはなろうかとは思
っておりますけれども、今回の政策評価の中で、この取消しの件数というのを指
標として挙げさせていただきましたのは、不法滞在外者等の対策につきましては、
様々な法整備をしたり体制整備をしたりして国においていろいろな施策をとって
いる点がございます。その中でしっかり法整備を生かしているかどうかというこ
とと、つけていただきました体制を生かしているかということもありませんので、
この目標を選ばせていただいたものでございます。

○井上委員 不法残留者数を減らすという目標は立てなくてもよろしいのでしょ
うか。

○入国管理局（近江） 不法残留者については、平成5年当時は30万人おりました
ものを、平成16年から5年間かけまして11万人まで半減をさせております。この
ように当時から不法残留者を減らしていくということは国の大きな仕事ではある
と思っております、その後、平成26年に過去最低の6万人を切ったというところまで

来ています。その後、入国者の急増や、在留外国人も増加していることから、微増ではございますが増加をしてきており、これについてやらなくていいという認識ではなく、これも含めた不法滞在者対策というものをとっていきたいと思っておりますが、メルクマールとして何を使うかというところで取消件数を見させていただいている状況でございます。

○田中座長 次の質問をお願いします。

○井上委員 二つ目の質問なのですが、「法務行政における国際協力の推進」についてです。この施策は昨年公開プロセスでも発言させていただきました。160ページの「施策の分析」欄に「法務省のみならず、オールジャパン体制で、より効率的に支援活動を行う」と書いてあるので、法務省は日本国全体の司令塔になるべきではないかという発言をさせていただきました。

今回、資料を見させていただいて、一番最後のところに説明資料ということで、大臣官房国際課の新設に関する資料が入っていたのですが、多分この資料の「法務行政の国際的課題」の上から三つ目にある「戦略的な法制度整備支援の更なる推進」というものがこの件に近いのではないかと思います。これは少なくともオール法務省ということで、法務省の中の一元化を図っている施策だと思うのですが、さらにオールジャパンの中で法務省が司令塔を担うということも想定されているのかどうか、その辺りを教えていただければと思います。

○田中座長 法務省、お願いします。

○法務総合研究所（野原） 戦略的に進めていかなければいけないというのは委員御指摘のとおりでして、法務総合研究所の取組といたしましては、JICA等の関係団体との密接な会合を従前より増やしまして、関係機関と密接に連絡をとりながら法制度整備支援を進めていきたいと考えております。

○法務総合研究所（伊藤） 法務総合研究所国際協力部の伊藤と申します。御質問ありがとうございます。

国際課が新設されたということも踏まえまして、対外的なオールジャパンということでの御質問かと思っておりますけれども、法務省だけが中心になって先頭になってということではなく、各省庁との連携を強化するということで取り組んでいくことも重要かと思っております。そうした中で、法務省の国際課ができた、この4月以降、外務省、JICA、そして法務省国際課、法整備支援を担当しております法務総合研究所などが加わりまして戦略協議会というものを新たに行っております。この法整備支援について法務省、外務省が中心になって、さらに強化していくためにどういったことができるのかということ、より緊密に連携して意見交換をして推進していくことを目的として、そういった取組も行っております。また、国によりましては、法整備支援を行う内容として、特許庁と協力をして一つのプロジェクトを、JICAのプロジェクトとして行うというような取組もさせていただいております。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかに委員の方、御質問ございますか。

それでは、本日の審議事項につきましては以上です。

ほかに御意見、御質問がないようでしたら、金子政策立案総括審議官から何か御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

○金子政策立案総括審議官 委員の皆様方、貴重な御指摘をいただきましてありがとうございます。

御指摘は、そもそも目標の設定の妥当性ですとか、あるいは目標を達成するための手段の選択、それから手段と想定される効果との因果関係、さらには成果を測定するための指標の設定の在り方などに及んでいたと思います。事務次官からも冒頭に挨拶がありましたとおり、これらは全てEBPMの考え方に沿ったものでございます。しかも、これらが相互に関係しているということで、委員の御指摘にもございましたが、こういうことを成果指標として挙げるのであれば、達成すべき目標はちょっと違った表現になるのではないかというような御指摘もあつたとおり、それぞれそのような要素は因果の流れとして把握されるべきものです。今日、直接御指摘のあつた点はもちろんですけれども、それ以外のところでも、そのような視点でまた検証を続けていただきたいと思いますし、我々としてもEBPMの観点から調整をさせていただきたいというふうに思っております。

改めて、委員の皆様方の貴重な御意見ありがとうございます。

○田中座長 ありがとうございます。

多少時間がございますので、先ほども話題に出ていましたが、この機会に、法務省が近時取り組んでいる政策についての紹介ということで、国際関係の御紹介をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○国際課（松本） 官房国際課の官房付の松本でございます。

少しお時間を頂戴いたしまして、4月に新しく立ち上がりました官房国際課につきまして御説明をさせていただきます。

まず官房国際課でございますが、資料につきまして二つ準備しております。一つ目は「大臣官房国際課の新設」と題するもの、もう一つは「国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）2020年4月・日本開催」と題する資料、この二つを使いながら御説明をさせていただきます。

まず最初の「大臣官房国際課の新設」と題する資料を御覧ください。

本年度、官房国際課が新設され、本年4月から業務を開始しております。現在、政府におきましては、世界一安全・安心な国、日本の経済成長を支えてきた日本型司法制度の強みを我が国の重要なソフトパワーとして位置づけまして、国連や関係各国と連携協力し、司法分野における国内外の施策を総合的、戦略的に推進する司法外交の取組を進めているところでございます。

法務省としましても、司法外交を積極的に推進していくという観点から、資料の左側に記載されております国際的な課題、例えば2020年京都コンGRESSの準備、国際仲裁の活性化に必要な基盤整備、戦略的な法制度整備支援の更なる推進、戦略的な国際機関等への法曹人材の派遣などに的確に対応するために、これらの課題に総合的、戦略的に対処していくための司令塔機能を担う存在として国際課が

設置されました。

下のほうに、従来と2018年4月からというイメージ図がありますが、これまで法務省におきましては、各部局がそれぞれ国際案件を担当しておりましたが、横串で見ていくという点で必ずしも十分でないところがありました。そこで、本年4月から司法外交推進の司令塔として大臣官房国際課が立ち上がったところでございます。

先ほど法務総合研究所、そしてまた国際協力部からも取組の話がございました。例えば国際的課題のうちの一つの法制度整備支援をとりましても、これまでは法務総合研究所の国際協力部ですとか国連アジア極東犯罪防止研修所などいろいろございますが、そういったところで別々に取り組んでいたものにつきまして、まず法務省内で官房国際課において横串を刺す。さらに、法制度整備支援の対象国については、どのようなニーズがあるかを把握し、それを踏まえて選定していくこととなります。また、法制度整備支援は外務省のODAの部局がメインとなっていていろいろ束ねているところですが、先ほど話にも出ましたJICAや外務省との協議体も立ち上げたところです。そして、各関係省庁とも連携しながら効果的な法制度整備支援を進めていけたらと思っております。そういった点で、官房国際課と法務省内における法務総合研究所国際協力部、国連アジア極東犯罪防止研修所などが手を取り合って進んでいけたらと考えております。

官房国際課は、課長以下20名の体制で、2020年京都 kongress を成功させるための準備はもとより、いろいろなものについて対応していこうと思っております。また、そのみならず、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択されました、「誰一人取り残さない」をスローガンに持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す持続可能な開発目標、SDGsと呼ばれておりますけれども、その達成等にもつないでいきたいと考えております。

続きまして、もう一つの資料、kongress についての資料を御覧ください。2020年京都 kongress について、御説明いたします。

このkongress は、犯罪防止・刑事司法分野における国連最大規模の国際会議でありまして、1955年以降、5年ごとに開催されております。司法大臣や検事総長等のハイレベルの各国政府代表や国際機関、NGO等の関係者が参加する会議でございまして、犯罪防止・刑事司法分野の対策や国際協力の在り方について検討し、政治宣言を採択してきております。

前回の会合は2015年にカタールのドーハで開催されておりました、この際には潘基文国連事務総長なども出席され、約4,000人が参加しているところでございます。

過去の開催地ですが、1970年に京都で開催されておりました、今回、2020年、50年後の節目でまた京都で開催するということになりました。

開催の経緯ですが、第13回のkongress で日本を次回開催国とすることが決定された後、2018年5月の国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）がウイーンで開催され、この場におきまして、まず場所を京都とすること、そして、期間

につきましては2020年4月20日から27日の8日間で開催するということが決定されました。先ほど申し上げましたが、2020年は1970年に京都でコンGRESSが開催されてから50年という節目に当たります。これまでの50年間の社会・犯罪情勢の変化や刑事司法の在り方の変容等を踏まえながら、我が国の発展した姿や法の支配の浸透の状況などを、世界中に知っていただく絶好の機会と考えております。

また、京都コンGRESSは2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の直前に開催されることとなります。そういったタイミングにおきまして、世界の日本への関心が高まっている中でコンGRESSを開催することにより、世界一安全・安心な国、日本を世界にアピールし、また体感していただけるほか、国内的にも安全・安心な社会の実現や再犯防止、これらを支える法遵守の文化について国民的な関心を高めるよい機会になると考えております。

このように、2020年にコンGRESSを我が国で開催し、世界に向けて宣言を発することは特別な意義があると考えており、国際課におきましては、関係各方面の皆様のご協力をいただきながら、2020年京都コンGRESSを成功に導きたいと考えております。よろしくごお願い申し上げます。

○田中座長 ありがとうございます。

今の件で御質問、御意見があればどうぞ。

大沼委員、お願いします。

○大沼委員 すばらしいありようだと思うんですけども、1点だけ教えてください。

こういった司法外交の前提として、日本型司法が国際的に見てクールだというふうな認識と位置づけがあるのではないかと考えるのですが、こういった点がクールだというふうにご考えているのか、それにつきまして教えていただければと思います。

○国際課（松本） 御質問ありがとうございます。

必ずしも日本の法令や法制度が諸国、他国のものに比べて優れているという考え方はございません。それぞれの国の文化などに根差していろいろな法制度が形づくられてきていると思いますが、日本は明治以降、いろいろな諸外国の法制度を自分たちに合うように変容させて、うまく取り入れてきたという歴史がございます。

また、これまで行ってきた法制度整備支援については、諸外国、特に欧米などが行っているような、自分のところの法制度をそのまま対象国に持ち込むのではなくて、寄り添い型の法制度整備支援と申しますけれども、その国がどうしていきたいのかということについて議論をしながら一緒に形づくっていくというところが非常に評価されているところでございます。

そういった取組をずっと地道にやってきたということがセールスポイントと考えておりまして、このような良さを生かしながら進めていきたいと思っておりますし、また、日本の法制度を使いながら、アジアやいろいろな国・機関と取組を進めることで、相互安全保障にもつながっていくというようなところもあろう

かと思いますので、しっかりやれることをやっていきたいと思っております。

○田中座長 ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

野澤委員、お願いします。

○野澤委員 言葉の問題だと思うのですが、安全と安心ってやっぱり違うと思うのですよね。統計上は本当に日本って安全な国だと思うのですが、国民の体感治安といいますか、感じるものでは、やっぱり何か不安だし、治安が悪くなっているような気がして、それでますます小さな罪も許さないみたいな風潮が強まっている。

何度も繰り返して恐縮なのですが、やはりこれから認知症の方たち、独居の方たちがすごく増えていく中で、いろいろな地域社会において、彼らは被害にも遭うシトラブルを起こす側にもなったときに、これを犯罪とか司法が取り扱うものとして俎上にどこまで乗せていいのだろうかというのは、やはり根底のところでは議論が必要かと思うのです。それなしに検挙件数だけ求めていったり、統計上の安全を求めていっても、なかなか国民の本当の意味での安心に結びつかないのではないかと。これは法務省だけでどうこうしろと言っても無理だと思うのですが、その辺りはもっと国民的な議論が必要だというふうに思っているので、何かそういう問題意識もあるんだということを御理解いただければと思っています。

○田中座長 今の点は、御質問ではなく、御意見ということでよろしいでしょうか。

井上委員、お願いします。

○井上委員 大した話ではないのですが、サッカーのワールドカップで日本のサポーターが、自分たちが応援した席をきれいに片づけて帰ったため世界的にも評価されましたし、選手たちもロッカールームをきれいに片づけて帰ったというところも評価されたというところがあったかと思えます。こういう行為は日本人の倫理感とか道徳心とか、広く考えれば法的な土台というのか、国民性というのをPRするのにすごくいい題材だと思いますので、せっかく कांग्रेस という場があるのであれば、こういったいい面を世界に知ってもらおうと良いかなと思えました。具体的にどうしろということはないのですが、最近感じたものから、お伝えしたいと思えます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議事項につきましては終了ということでよろしいでしょうか。

最後に、今後の予定につきまして事務局から説明願います。

○遊佐政策立案情報管理室長 本日は、委員の皆様方から貴重な御意見を賜りまして誠にありがとうございました。本日の御意見、御指摘を踏まえまして、改めて評価書の内容について検討し、早期に取りまとめ、法務省ホームページに公表したいと考えております。

また、本日の議事内容につきましては、議事録を作成の上、ホームページで公表することとしております。

今後の予定でございますが、次回の政策評価懇談会につきましては、持ち回りでの開催により、「平成30年度法務省事前評価実施計画報告書（案）」について御審議いただく予定でございます。8月上旬に委員の皆様方に資料を送付させていただきますので、御審議の程よろしくお願いいたします。

さらに、その次の政策評価懇談会につきましては、「平成31年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」について御審議いただく予定としております。日程につきましては来年2月下旬の開催を予定しております。委員の皆様方の御都合をお伺いした上で、事務局から御案内申し上げます。

本日は、お忙しいところありがとうございました。

○田中座長 それでは、時間となりましたので、本日はこれで閉会とさせていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。